



【第 73 回】2014 年 6 月 17 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

軽減税率は消費税制度の劣化

導入で本当に得をするのは富裕層

軽減税率の適用範囲と減収額の 8 つのケースが与党税制協議会から公表された。今後年末に向けて具体的な議論が始まる。しかし、軽減税率は低所得者対策ではなく、食料支出額の多い高所得者を優遇する制度である。同時にインボイスについても 4 案公表されている。こちらは「益税撲滅」の見地から、まずは「日本型インボイス」から導入してはどうか。

■ 何のために軽減税率を導入するのか

与党の税制協議会が公表した案をまとめたのが図表 1 である。すべての飲食物品に軽減税率を適用する場合(6600 億円の減収)から、精米のみ(200 億円)までの 8 案について、それぞれ軽減税率 1%あたりの減収額が示されている。今後は業界ヒアリングを通じて意見集約を図り、年末に何らかの意思決定が行われる。

◆図表1 軽減税率の8つの選択肢

軽減税率の範囲と減収額(与党税制協議会2014.6.5)

ケース	1%当たり減収額
1、全ての飲食料品	6,600億円
2、酒類を除く	6,300億円
3、外食を除く	4,900億円
4、菓子類を除く	4,400億円
5、飲料を除く	4,000億円
6、生鮮食料(加工食品を除く)	1,800億円
7、米、みそ、しょうゆ	200億円
8、精米	200億円

軽減税率は低所得者対策のように思われているが、だれにでも等しく適用されるので、これを導入した場合の主たる受益者は、実は高級食料品を購入する高所得者である。したがって軽減税率は低所得者対策にはならないことは、[第17回](#)で、グラフを活用して具体的に指摘したので、それを参照していただきたい。

では何のために軽減税率を導入するのだろうか。

本年4月に東京で開催されたOECD主催のVATグローバル・フォーラムでは、「消費税改革に関する政治経済学及び所得再分配効果」と題して、軽減税率が所得再分配効果を果たしていないこと、しかし各国とも政治のパフォーマンスとして導入されてきたことなどが報告された。まさに「政治経済学」の話である。

同フォーラムの初日の最初の議題は「消費税の効率性」であった。軽減税率や非課税の拡充などで、先進諸国の消費税の効率性が低下しているとのOECD事務局の問題提起があり、シンガポールからは、軽減税率以外での対応として現金給付やバウチャーによる低所得者対策の事例が紹介された。

軽減税率に関する各国税制当局者の共通認識は、「政治的なプロセスで導入されてきたが、税収減につながり、納税者・消費者・税務当局の執行コストが増加し、その上政策効果はないので、縮小すべきだ」というものであった。要するに、軽減税率の導入は税収の減少ばかりでなく、手続きなどが煩雑となってコストも増えてしまうということだ(具体的な事例は、[第71回「欧州で見てきた消費税軽減税率の現実 とても煩雑！テイクアウトと店内食の区別」](#)を参照)

つまり、「軽減税率は消費税の劣化(Downgrade)」である。それをわが国では、進化のごとくに見せかけて導入を進めようとしている。

フォーラムで会った旧知のOECD租税委員会事務局長パスカル・サンタマン氏は、筆者に、軽減税率について「Don't follow Europe」(「欧州をまねするな」)と忠告してくれた。

低所得者対策は、シンガポールやニュージーランドのように、社会保障支出や給付付き税額控除で対応するほうがはるかに効果的である。わが国も早急に給付付き税額控除の具体案を作成すべきだ。

■ インボイス制度の整備は「消費税制度の進化」

8案とあわせて公表されたのが、軽減税率が導入された場合の区分経理のための仕組み、要するにインボイスである。公明党の昨年案を含め4案が公表された。標準税率と軽減税率を品目ごとに区分して、正しく消費税を納めるために、事業者がどのような証票を必要とするかということである。

◆図表2 区分経理の仕組み(インボイス)

現行方式	請求書等保存方式
A案 公明党案	区分経理に対応した請求書等保存方式
B案 A案の修正案	A案に売り手の請求書交付義務を追加
C案 番号なしインボイス	消費税額別記、事業者番号(VAT番号)・請求書番号なし
D案 EU型インボイス	消費税額別記、事業者番号(VAT番号)・請求書番号あり

与党税制協議会2014.6.5

わが国の消費税制度にとってより重要なことは、軽減税率対象品目とそれ以外を区分して経理するための仕組み、つまりインボイスである。これは軽減税率とは別に導入する価値がある。

その理由は、これにより「益税」という消費税制度の根幹を揺るがす問題にメスが入り、消費税制度の信頼向上に役立つからである(第70回参照)

「益税」とは、消費者から預かった消費税の一部が国庫に納付されず事業者の手元に残ることを言う。現在「益税」を生じさせ得るのは、小規模事業者の事務負担などへの配慮から設けられた「事業者免税点制度」と「簡易課税制度」の2つである。

とりわけ問題なのは、消費税の納税義務を免除されている免税事業者からの仕入れについても仕入税額控除を認めるという、世界には見られない寛容な(安易な)措置が導入されていることである。結果として、買い手側は仕入税額控除分だけ消費税を過大に控除することができ、その分が手元に残る「益税」となるといえよう。

もっとも、免税事業者であっても、その仕入れに際しては消費税を負担していることから、その分は転嫁する必要があるので、仕入控除される税額のすべてが「益税」というわけではない。

仏では小規模農家も課税を選択

なぜこのような制度が導入されているのであろうか。その理由は、わが国ではインボイスが導入されず、帳簿で控除できる方式が採用されたので、売り手が課税事業者か免税事業者かの区別ができないというものである。

しかし、インボイスが導入されたならば、免税事業者はインボイスが発行できなくなり免税事業者か課税事業者かの区別が可能になるので、この問題は一気に解決に向かう。

これに対して免税事業者は、「インボイスが発行できなければ取引から排除される」と反論するが、免税事業者が課税選択をすれば、インボイスを発行できるので取引から排除されることはない。これが消費税制度の本来の姿である。

フランスでは、小規模の農家ですら免税事業者ではなく、課税事業者として納税している。その理由は、免税を選択すると仕入税額控除ができないが、課税選択をすると仕入税額控除ができるので有利だということである。

免税事業者に手間がかかるではないかという反論があるが、売上にかかるインボイスを使って消費税額の合計を求め、仕入れにかかるインボイスを使って支払消費税額を求め、前者から後者を差し引きすることにより納税額を計算することは、決して大きな事務負担ではない。

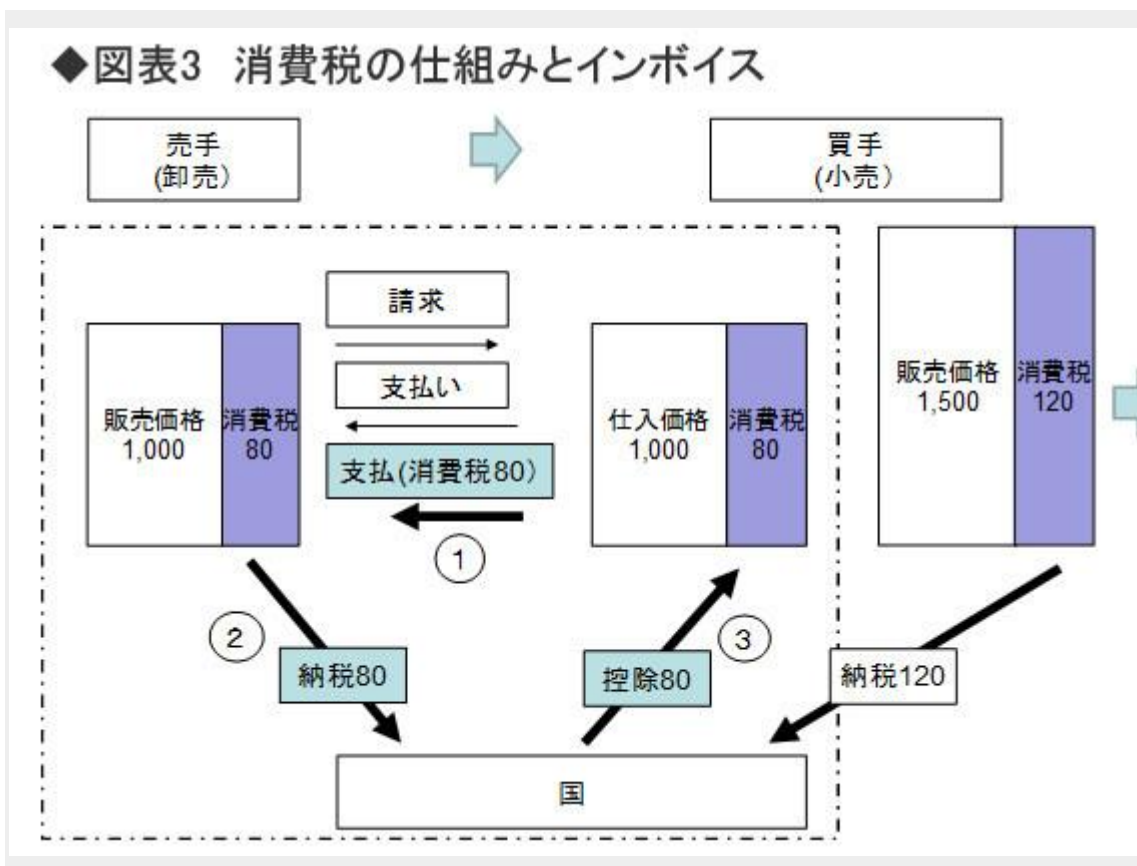
確かにインボイス制度を導入するイニシャルコストはかかるが、一度導入してしまえば、むしろ事業者の消費税事務コストは軽減される。これが欧州での実態である。

インボイスは転嫁を確実にするツール

インボイスには、もう一つ大きなメリットがある。それは、事業者が、事業者間の価格を転嫁しやすくなるということである。このことは、[第 69 回](#)で述べた。

そもそもインボイスというのは、取引にあたって、売り手（納入側）が買い手（仕入れ側）に、取引価格（税抜き価格）に係る消費税額を請求するためのツールである。

買い手はインボイスに記載された消費税額を売り手に支払い（図①）、売り手はそれを国に納税（図②）、買い手は（後日）インボイスにより仕入れ税額控除をする（図③）。買い手にとって、売り手に支払った消費税は自らの納税時に控除されるので、自らは一銭も負担することにはならない。いわば消費税を通過させる仕組みがインボイスなのである。



この制度の下では、事業者間の価格は税抜き価格で交渉され、消費税分は確実に相手側に転嫁できることになる。インボイスは、転嫁を確実にさせ納税計算も簡単にさせるツールである、欧州諸国で、免税事業者である小規模事業者が免税という「特権」を返上してまでも課税選択をしている理由である。

いきなりEU型のインボイス制度の導入を目指すことが大変ということなら、まずはわが国に根付いた請求書などを活用して、取引に当たっての「消費税額を請求書・領収書に別記する」ことから始めてはどうか。これが与党の示したC案で、「日本型インボイス」とでも称されるものだろう。

すでに大半の領収書には消費税額が別記されており、追加的な手間はそれほど大きくはないはずだ。

消費税率 10%になれば、「益税」への批判はますます大きくなる。消費税制度に対する信頼を維持するためにも、このチャンスを逃すべきではない。